

鶴岡市松くい虫被害木伐倒費補助金交付要綱

令和7年4月1日
鶴岡市告示第220号

1 目的及び交付

市長は、湯野浜地区及び西郷地区において、松くい虫による被害の拡大防止及び松くい虫の早期駆除並びに倒木等の危険回避を図るため、松くい虫被害木の伐倒駆除を行う者に対し、鶴岡市補助金等に関する規則(平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 松くい虫 松を枯死させる線虫及び線虫を運ぶ昆虫類をいう。
- (2) 松くい虫被害木 松くい虫による被害のために枯損し又は松くい虫の侵入が疑われる松をいう。
- (3) 伐倒駆除 松くい虫被害木を伐倒又は倒木した松くい虫被害木を撤去し、枝条を含めた全量の破砕処理又はくん蒸処理をすることをいう。ただし、松くい虫が存しない枯死木については、伐倒又は撤去することをいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 湯野浜地区及び西郷地区に松くい虫被害木が存する土地を所有、又は管理している個人及び団体(以下「所有者等」という。)
- (2) 所有者等から伐倒駆除実施に係る同意を得た者(以下「代理人」という。)

4 補助回数の制限

補助金の交付は、同一年度内において1所有者等につき1回限りとする。

5 補助対象事業

補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、松くい虫被害木に対し、所有者等及び代理人が林業事業者等に業務を委託して行う伐倒駆除とする。

6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業1件当たりの伐倒駆除に要する経費とする。

7 補助金の額

補助金の額は、補助対象事業1件につき、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。

8 交付申請

補助金等交付申請書に添付すべき書類は、事業計画書・収支予算書（様式第1号）とする。この場合において、市長は規則第21条の規定により、規則第3条に規定する事業計画書及び収支予算書の提出を省略することができる。

9 実績報告

補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、事業実績書・収支精算書（様式第2号）とする。この場合において、市長は規則第21条の規定により、規則第13条に規定する収支計算書の提出を省略することができる。

10 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び書類の保管期限は、事業完了後5年間とする。

11 その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。